

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

土地改良法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 39 号)による土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例(平成 19 年滋賀県条例第 44 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 土地改良法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第 5 条関係)
- (2) この条例は、平成 29 年 11 月 25 日までの間において規則で定める日から施行する。

議第 97 号

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成 19 年滋賀県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 113 条の 2 第 3 項」を「第 113 条の 3 第 3 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 11 月 25 日までの間において規則で定める日から施行する。

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 県は、国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（農用地を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。）をした場合または当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営事業による利益を受けていないものとなっている場合および土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条の9に規定する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2および3 省略</p> <p>第6条 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 県は、国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（農用地を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。）をした場合または当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営事業による利益を受けていないものとなっている場合および土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条の9に規定する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2および3 省略</p> <p>第6条 省略</p>